

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

この章において、子ども・子育て支援法で市町村において策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」を含め、具体的な本市の子ども・子育て関連施策を示します。

なお、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載すべき事項は、以下の施策領域、基本施策に該当します。

【子ども・子育て支援給付】

	施策領域	基本施策
①施設型給付		
認定こども園 〔幼稚園における幼児教育と、保育所における保育サービスを提供する機能を併せ持つ施設〕		
幼稚園 〔満3歳以上の幼児を対象とし、幼児の心身の発達のために、幼児教育を提供する施設〕		
保育所 〔保護者の就労や病気等のために、保育を必要とする乳幼児を対象に、保護者に代わって保育する施設〕		
②地域型保育給付		
小規模保育 〔主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。〕	1	1
家庭的保育 〔主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に、利用定員が5人以下で、家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士等）の居宅またはその他の場所で保育を行う事業〕		
居宅訪問型保育 〔主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に、当該乳幼児の居宅において、家庭的保育者が訪問し保育を行う事業〕		
事業所内保育 〔主に満3歳未満の乳幼児を対象に、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業〕		

【地域子ども・子育て支援事業】

	施策領域	基本施策
①利用者支援事業	1	3
②一時預かり事業	1	1
③放課後児童クラブ	1	2
④地域子育て支援拠点事業	1	3
⑤妊婦健康診査	2	1
⑥乳児家庭全戸訪問事業	2	2
⑦養育支援訪問事業	2	2
⑧子育て短期支援事業	1	1
⑨ファミリー・サポート・センター事業	1	1
⑩時間外保育事業	1	1
⑪病児保育事業	1	1
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	1	4
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1	1



郡山市こども総合支援センター（ニコニコこども館）

施策領域 1 子育て支援

現代社会の中で、幼少期の子どもを家族だけで育てることは困難であり、周囲からのサポートが必要な状況となっています。

そのための中心となるのが、主に平日の日中に就学前の子どもを通わせる、幼稚園や保育所といった「教育・保育施設」となります。郡山市においても、全国の傾向と同様少子化は進んでいますが、保育所のニーズは高いものがあり、毎年待機児童が発生しており、保護者の期待に添えていない状況となっています。

また、不定期な保育のニーズに対応するためのサービス、放課後の小学生が過ごす場となる放課後児童クラブへのニーズも大きく、受け皿の整備や担い手の育成・確保等が必要となります。

これらの課題に対応するため、子育て支援のための施設の整備や人材の育成・確保、地域社会全体で子育てを支援するための雰囲気づくりや活動する人材・団体等の確保、子育ての経済的負担を軽減するための支援・助成制度の拡充など、あらゆる面からの支援体制整備に向けた各種施策を推進します。

基本施策 1 教育・保育事業の充実

本市には、平成 26 年 10 月 1 日現在で、39 か所の認可保育所（公立 25 か所、私立 14 か所）、63 か所の認可外保育施設（うち 18 か所事業所内保育施設）が設置されています。また、幼稚園は 33 か所（全て私立）が設置されています。

このうち、認可保育所の待機児童数については、年度当初には少ないものの、年度末にかけて増加しており、平成 26 年 3 月 1 日時点では 115 人発生しています。また、保育の潜在的ニーズは大きく、低年齢児からの保育や時間外保育など、多様な保育サービスへのニーズは高いものがあります。

また、認可外保育施設については、保育日数・時間、夜間や休日の預かりなど、保護者の個別ニーズに応え、認可保育所の補完的役割を果たしています。

今後は、「子ども・子育て支援新制度」における新たな枠組みを中心に、子どもの教育・保育の場を質・種類・量ともに充実させ、施設の特徴に合わせて人的・経済的な支援を図り、多様化・複雑化する子育てニーズの受け皿として展開します。

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

第 3 章第 3 節において設定した市内 3 つの教育・保育提供区域ごとに、5 年間の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、定めた「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業の施設整備の内容及びその時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

① 1号認定

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

保育の必要がない家庭の3～5歳児で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 幼稚園の本格的な新制度移行については、平成29年度と想定します。
- 一部の幼稚園は平成27、28年度に新制度もしくはこども園へ移行すると想定します。
- 平成27、28年度の供給過剰分については、2号認定のうち幼児期の教育の希望が強い者を受け入れる分を想定しています。
- 1号認定の量の見込み及び確保方策は、現在の幼稚園の認可定員数を大幅に下回りますが、利用定員は実際の在園児数で利用定員を定めると考えられます。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み…①	1,793	1,809	1,833	1,845	1,807
中心部＋南東部	956	966	978	984	964
西部	298	300	304	307	300
北部	539	543	551	554	543
確保方策…②	4,750	4,340	1,850	1,860	1,820
特定教育・保育施設	150	600	1,850	1,860	1,820
中心部＋南東部	100	340	980	990	970
西部	20	100	310	310	300
北部	30	160	560	560	550
(確認を受けない幼稚園)	4,600	3,740	-	-	-
中心部＋南東部	2,410	1,960	-	-	-
西部	780	620	-	-	-
北部	1,410	1,160	-	-	-
過不足②-①	2,957	2,531	17	15	13
中心部＋南東部	1,554	1,334	2	6	6
西部	502	420	6	3	0
北部	901	777	9	6	7

② 2号認定

3～5歳の保育の必要があるお子さんがこの認定区分に該当しますが、その中でも幼稚園利用を希望するお子さんと保育のみを利用希望するお子さんに分けて量の見込み及び確保方を算出します。

(ア) 2号認定（幼稚園利用を希望するお子さん）

共働きもしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳児について、幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働きもしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳児で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 平成27、28年度は供給不足ですが、実際には幼稚園に通園し、預かり保育を併せて利用することが想定されます。
- 平成29年度には、既存の幼稚園のうち一定数が認定こども園に移行すると想定され、3～5歳児の教育と保育両方のニーズに対応できると考えられます。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み…①	3,093	3,121	3,165	3,186	3,118
中心部＋南東部	1,649	1,667	1,688	1,699	1,664
西部	514	517	526	530	518
北部	930	937	951	957	936
確保方策…②	150	600	3,180	3,190	3,130
特定教育・保育施設	150	600	3,180	3,190	3,130
中心部＋南東部	100	340	1,690	1,700	1,670
西部	20	100	530	530	520
北部	30	160	960	960	940
(確認を受けない幼稚園)	-	-	-	-	-
中心部＋南東部	-	-	-	-	-
西部	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-
過不足②-①	▲2,943	▲2,521	15	4	12
中心部＋南東部	▲1,549	▲1,327	2	1	6
西部	▲494	▲417	4	0	2
北部	▲900	▲777	9	3	4

(イ) 2号認定（保育のみを利用希望するお子さん）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳児で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間内に、保育施設の整備及び有資格者の確保に努め、供給量の確保を図ります。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み…①	2,605	2,630	2,666	2,683	2,628
中心部＋南東部	1,389	1,404	1,422	1,431	1,402
西部	433	436	443	446	437
北部	783	790	801	806	789
確保方策…②	2,620	2,640	2,690	2,710	2,680
特定教育・保育施設	1,980	2,090	2,200	2,310	2,420
中心部＋南東部	1,080	1,140	1,200	1,260	1,320
西部	400	420	440	460	480
北部	500	530	560	590	620
（認可外保育施設）	640	550	490	400	260
中心部＋南東部	310	270	230	180	90
西部	40	20	10	-	-
北部	290	260	250	220	170
過不足②－①	15	10	24	27	52
中心部＋南東部	1	6	8	9	8
西部	7	4	7	14	43
北部	7	0	9	4	1

③ 3号認定

0～2歳の保育の必要があるお子さんがこの認定区分に該当します。0歳児と1・2歳児では保育士の配置基準等が異なるため、分けて算出します。

(ア) 3号認定(0歳)

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳児で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「1歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。

【確保の方策】

○ 計画期間内に、保育施設の整備及び有資格者の確保に努め、供給量の確保を図ります。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み…①	456	446	439	439	422
中心部＋南東部	271	265	260	261	251
西部	81	79	79	78	75
北部	104	102	100	100	96
確保方策…②	457	447	439	440	424
特定教育・保育施設	206	220	236	251	266
中心部＋南東部	112	120	128	137	145
西部	42	44	47	50	53
北部	52	56	61	64	68
特定地域型保育	16	34	51	66	84
中心部＋南東部	8	17	26	33	42
西部	3	6	9	11	14
北部	5	11	16	22	28
(認可外保育施設)	235	193	152	123	74
中心部＋南東部	151	128	106	91	64
西部	37	30	23	18	8
北部	47	35	23	14	2
過不足②－①	1	1	0	1	2
中心部＋南東部	0	0	0	0	0
西部	1	1	0	1	0
北部	0	0	0	0	2

(イ) 3号認定(1・2歳)

1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳児で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「3歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。

【確保の方策】

○ 計画期間内に、保育施設の整備及び有資格者の確保に努め、供給量の確保を図ります。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み…①	2,810	2,750	2,697	2,706	2,602
中心部＋南東部	1,665	1,630	1,598	1,604	1,543
西部	503	492	482	484	464
北部	642	628	617	618	595
確保方策…②	2,823	2,765	2,711	2,720	2,616
特定教育・保育施設	1,264	1,360	1,454	1,549	1,644
中心部＋南東部	688	740	792	843	895
西部	258	276	293	310	327
北部	318	344	369	396	422
特定地域型保育	104	208	309	414	516
中心部＋南東部	52	105	154	207	258
西部	17	34	51	69	86
北部	35	69	104	138	172
(認可外保育施設)	1,455	1,197	948	757	456
中心部＋南東部	929	792	654	559	396
西部	233	190	147	112	52
北部	293	215	147	86	8
過不足②－①	13	15	14	14	14
中心部＋南東部	4	7	2	5	6
西部	5	8	9	7	1
北部	4	0	3	2	7

④ 保育利用率

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの量の見込みの割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

各年度の量の見込みに対応できる保育サービスの供給が目標となることから、本市における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷推計人口（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

（単位：％）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	17.8%	17.7%	17.7%	18.1%	17.7%
中心部＋南東部	19.8%	19.7%	19.7%	20.1%	19.7%
西部	19.0%	18.9%	19.2%	19.4%	18.9%
北部	13.5%	13.5%	13.4%	13.7%	13.4%
1、2歳児	52.0%	52.0%	52.0%	53.1%	52.0%
中心部＋南東部	57.7%	57.8%	57.8%	59.1%	57.8%
西部	56.0%	56.0%	55.9%	57.1%	56.0%
北部	39.5%	39.5%	39.6%	40.4%	39.6%

⑤ 計画期間内の施設の整備目標

（ア）特定教育・保育施設

2号認定分

（単位：人分）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
中心部＋南東部	60	60	60	60	60	300
西部	20	20	20	20	20	100
北部	30	30	30	30	30	150

3号認定分

（単位：人分）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
中心部＋南東部	60	60	60	60	60	300
西部	20	20	20	20	20	100
北部	30	30	30	30	30	150

（イ）特定地域型保育事業

（単位：人分）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
中心部＋南東部	60	60	60	60	60	300
西部	20	20	20	20	20	100
北部	40	40	40	40	40	200

(2) 教育・保育の一体的提供の推進

① 認定こども園の整備促進

認定こども園の4類型（幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型）のうち、平成27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」により新たに拡充される「幼保連携型認定こども園」については、中核市に認可権限が移譲されることから、幼稚園・保育所等から認定こども園への移行を促すなど、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、安全・安心な子育て環境の整備に努めます。

② 幼・保・小連携の体制強化

幼・保・小連携事業におきましては、幼稚園・保育所等の教育・保育の提供の終了に際して、児童へ小学校教育の継続的な提供を行い、その理解を促すためには、幼・保・小間の円滑な接続が重要であることから、相互参観、意見交換、合同研修等を実施し、連携の体制を強化します。

③ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の特性である「2歳児までの事業であること」「小集団で多様な保育ニーズに対応する事業であること」を踏まえ、以下の3点を担う連携施設を設定するよう促進します。

- ・卒園後の進級先の確保（卒園児が優先的に入所できる枠の確保）
- ・保育内容の支援（園庭の利用、行事等の合同保育、保育に関する助言や相談）
- ・必要に応じた代替保育の提供（職員の疾病、休暇等の場合）

(3) 教育・保育施設の質の向上

① 職員配置の充実

認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、法律上、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許資格を有していることを原則としております。改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置が設けられていることから、今後、認定こども園の整備を見据え、いずれかの免許資格の保有者に対し広く周知し、免許資格の併有を促進し、職員配置の充実を図ります。

② 職員の資質向上に向けた研修等の充実

質の高い幼児期の教育・保育を提供するためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実が不可欠であります。その上で就学前教育を取り巻く多様な課題を的確に捉え、研修体制の整備と研修内容の充実を図ります。

③ 評価、情報公開の促進

新たに始まる給付制度の確認を受ける教育・保育施設や地域型保育の運営基準に照らし、自己評価や保護者評価のみならず、努力義務とされている第三者評価の積極的な実施、及び保護者の施設選択に資する重要事項や財務諸表などの情報公開について教育・保育施設、地域型保育事業者が率先して取り組むよう推進します。

(4) 多様な教育・保育事業の充実

臨床心理士の派遣による障がいの早期発見・支援や障がい児の受入れを行います
また、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業を充実し、仕事と生活の両立の支援や、家庭で子育てをしている保護者の負担軽減に努めます。

その他、ニーズの多様化に合わせ、必要な保育サービスの充実を図ります。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下のとおりとします。

① 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

過去の利用実績を基に算出するものとしませんが、当該事業が未実施であり、実施可能な施設が市内に設置されていないため、計画期間内の見込みは行わないものとします。

なお、今後のニーズについては、計画期間内及び次期計画策定時において把握に努め、事業の実施に向けて検討します。

② 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳児で、認可保育所等を18時30分以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保の方策】

これまでの認可保育所での実施に併せて、今後認可される保育所等においても実施するものとします。

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	1,185	量の見込み①	1,804	1,794	1,788	1,778	1,744
		確保方策②	1,820	1,800	1,800	1,790	1,760
		②-①	16	6	12	12	16
① 中心部 + 南東部	667	量の見込み①	1,142	1,136	1,132	1,125	1,104
		確保方策②	1,150	1,140	1,140	1,130	1,110
		②-①	8	4	8	5	6
② 西部	204	量の見込み①	320	318	317	315	309
		確保方策②	320	320	320	320	310
		②-①	0	2	3	5	1
③ 北部	314	量の見込み①	342	340	339	338	331
		確保方策②	350	340	340	340	340
		②-①	8	0	1	2	9



富田保育所の様子



③ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

お子さんを預かってほしい方（おねがい会員）と、お子さんを預かることができる方（まかせて会員）がそれぞれ会員となり、お互いに信頼関係を築きながら育児について助け合う事業です。

なお、制度上は、小学生のみを対象とした事業であり、未就学児童については「一時預かり事業」に含めるものとなっていますが、現在の市の事業の実施状況から、本項目において未就学児童、小学生それぞれの見込み量を算出し、併記するものとします。

【見込み量の考え方】

平成 24 年度及び平成 25 年度の利用実績を参考に、利用率の増加率を平成 25 年度利用率に乘じ、平成 27 年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

【確保の方策】

事業の周知、「まかせて会員」の確保により、より利用しやすいものとします。

【全 体】

（単位：延べ人数（人日））

平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3,371	量の見込み①	4,218	4,152	4,096	4,032	3,977
	確保方策②	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
	②－①	82	148	204	268	323

【就学前児童】

（単位：延べ人数（人日））

平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1,022	量の見込み①	1,580	1,570	1,566	1,557	1,526
	確保方策②	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	②－①	20	30	34	43	74

【小学生】

（単位：延べ人数（人日））

平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2,349	量の見込み①	2,638	2,582	2,530	2,475	2,451
	確保方策②	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	②－①	62	118	170	225	249

④ 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

○ 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

(1号認定による不定期利用)

以下のアとイを乗じて算出した値に、推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

ア：1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合

イ：現在「幼稚園」を利用している人で、一時預かりや幼稚園の預かり保育を不定期に利用している人の割合

(2号認定による定期利用)

2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乘じて算出した値に、母親の週あたり平均就労日数×52週を乗じて算出します。

【確保の方策】

全ての幼稚園において、希望する者に対して実施します。

(単位：延べ人数(人日))

	平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
郡山市全体	210,473	量の見込み①	217,291	219,402	222,280	223,760	219,144
		確保方策②	217,310	219,410	222,290	223,780	219,170
		②-①	19	8	10	20	26
①中心部 +南東部	142,767	量の見込み①	143,402	144,946	146,736	147,684	144,701
		確保方策②	143,410	144,950	146,740	147,690	144,710
		②-①	8	4	4	6	9
②西部	27,822	量の見込み①	21,067	21,199	21,530	21,695	21,232
		確保方策②	21,070	21,200	21,530	21,700	21,240
		②-①	3	1	0	5	8
③北部	39,884	量の見込み①	52,822	53,257	54,014	54,381	53,211
		確保方策②	52,830	53,260	54,020	54,390	53,220
		②-①	8	3	6	9	9

○ 在園児対象型以外（家庭において保育されているお子さんなど）

【見込み量の考え方】

平成 24 年度及び 25 年度の利用実績を参考に、利用率の増加率を平成 25 年度利用率に乘じ、平成 27 年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

【確保の方策】

現在は保育所（7か所）、ニコニコこども館で実施しています。

平成 27 年度からは大槻保育所及び久保田保育所においても実施します。

（単位：延べ人数（人日））

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	16,428	量の見込み①	17,031	16,931	16,880	16,787	16,458
		確保方策②	17,040	16,950	16,900	16,800	16,480
		②－①	9	19	20	13	22
① 中心部 ＋南東部	11,453	量の見込み①	9,078	9,024	8,997	8,947	8,772
		確保方策②	9,080	9,030	9,000	8,950	8,780
		②－①	2	6	3	3	8
② 西部	2,745	量の見込み①	2,827	2,811	2,802	2,787	2,732
		確保方策②	2,830	2,820	2,810	2,790	2,740
		②－①	3	9	8	3	8
③ 北部	2,230	量の見込み①	5,126	5,096	5,081	5,053	4,954
		確保方策②	5,130	5,100	5,090	5,060	4,960
		②－①	4	4	9	7	6



一時保育の様

⑤ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方】

平成 24 年度及び 25 年度の利用実績を参考に、利用率の増加率を平成 25 年度利用率に乘じ、平成 27 年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。(平成 26 年度に 2 施設追加)

【確保の方策】

平成 25 年度までは 2 医療機関（中心部＋南東部 1、西部 1）、26 年度からは 4 医療機関（中心部＋南東部 1、西部 2、北部 1）で実施しており、今後も、現在の体制で実施するものとします。

(単位：延べ人数 (人日))

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	782	量の見込み①	1,658	1,648	1,642	1,634	1,602
		確保方策②	1,851	1,851	1,851	1,851	1,851
		②－①	193	203	209	217	249
①中心部 ＋南東部	517	量の見込み①	884	878	875	871	854
		確保方策②	617	617	617	617	617
		②－①	▲267	▲261	▲258	▲254	▲237
②西部	265	量の見込み①	275	274	273	271	266
		確保方策②	823	823	823	823	823
		②－①	548	549	550	552	557
③北部	0	量の見込み①	499	496	494	492	482
		確保方策②	411	411	411	411	411
		②－①	▲88	▲85	▲83	▲81	▲71

※中心部＋南東部及び北部では供給不足ですが、西部において補完するものとします。

⑥ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園・保育所等への民間事業者の参入に対する相談支援や、多様な事業者による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。本市においては、専門家による支援チームを新規参入事業者へ派遣し、支援します。

(5) 認可外保育施設の運営等に対する助成

認可外保育施設の運営等に対する助成を行い、施設を利用する子どもの良好な保育環境の確保に努めます。

基本施策2 放課後児童対策の充実

学童期においては、子ども同士の遊びを通じて仲間関係の形成や社会性の発達と規範意識の形成が図られることから、地域における放課後の児童の安全・安心な居場所づくりの確保が必要です。

本市では現在、放課後児童クラブ、放課後地域子ども教室等の運営をはじめ、保護者が運営する放課後児童クラブの助成に取り組んでいます。このほか、幼稚園や認可外保育施設等においても、児童の受入れが行われています。

今後は、平成27年度からスタートする「地域子ども・子育て支援事業」における放課後児童の目標達成に努めるとともに、施設の充実や指導員の育成・質の向上などに努める必要があります。

(1) 放課後児童クラブの整備・充実

放課後児童クラブの開設及び平成27年度から新たに対象となる小学4～6年生の受入れを推進します。

また、保護者が運営する放課後児童クラブについては、保護者の負担軽減を図るため、引き続き運営費の一部を助成するとともに、その他の団体等が運営する放課後児童クラブについては、今後、助成のあり方について検討します。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下のとおりとします。

① 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所（放課後児童クラブ）において、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

共働き家庭の低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保の方策】

放課後児童クラブの未開設校については、開設基準等を満たす小学校から、整備を進めます。

また、平成27年度から新たに対象となる小学4～6年生の受入れについては、余裕教室等を活用し、整備を進めます。

【小学生 合計】

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	1,697	量の見込み①	2,454	2,405	2,347	2,300	2,316
		確保方策②	2,205	2,220	2,226	2,243	2,316
		②-①	▲249	▲185	▲121	▲57	0
①中心部 +南東部	998	量の見込み①	1,357	1,333	1,298	1,273	1,280
		確保方策②	1,219	1,231	1,232	1,241	1,280
		②-①	▲138	▲102	▲66	▲32	0
②西部	309	量の見込み①	418	408	400	391	394
		確保方策②	375	377	379	382	394
		②-①	▲43	▲31	▲21	▲9	0
③北部	390	量の見込み①	679	664	649	636	642
		確保方策②	610	612	615	620	642
		②-①	▲69	▲52	▲34	▲16	0

【小学生 低学年】

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	1,548	量の見込み①	1,759	1,714	1,678	1,652	1,677
		確保方策②	1,703	1,672	1,650	1,638	1,677
		②-①	▲56	▲42	▲28	▲14	0
①中心部 +南東部	894	量の見込み①	972	950	928	914	928
		確保方策②	941	927	913	906	928
		②-①	▲31	▲23	▲15	▲8	0
②西部	294	量の見込み①	300	291	286	281	285
		確保方策②	290	284	281	279	285
		②-①	▲10	▲7	▲5	▲2	0
③北部	360	量の見込み①	487	473	464	457	464
		確保方策②	472	461	456	453	464
		②-①	▲15	▲12	▲8	▲4	0

【小学生 高学年】

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	149	量の見込み①	695	691	669	648	639
		確保方策②	502	548	576	605	639
		②－①	▲193	▲143	▲93	▲43	0
①中心部 ＋南東部	104	量の見込み①	385	383	370	359	352
		確保方策②	278	304	319	335	352
		②－①	▲107	▲79	▲51	▲24	0
②西部	15	量の見込み①	118	117	114	110	109
		確保方策②	85	93	98	103	109
		②－①	▲33	▲24	▲16	▲7	0
③北部	30	量の見込み①	192	191	185	179	178
		確保方策②	139	151	159	167	178
		②－①	▲53	▲40	▲26	▲12	0

(2) 放課後地域子ども教室の運営

放課後地域子ども教室の運営にあたっては、地域の方々の協力を得て実施することが重要であることから、地域や学校との連携に努めるとともに、新規開設については、地域のボランティアの協力体制など、条件が整った小学校から、順次、整備を進めます。

(3) 児童センターの運営

これまでと同様、児童生徒の放課後の健全育成に努めるほか、乳幼児とその保護者が気軽に利用できる自由な交流の場として、その積極的な受入れと活動支援の充実を図ります。



第 23 回児童センターまつり (希望ヶ丘児童センター)

基本施策3 地域における子育ての支援

子育て中の保護者にとって、育児についての悩みはつきませんが、身近に相談できる相手がないことで、子育てを負担に感じてしまう保護者がみられます。地域の身近なところでいつでも気軽に親子で集い、お互いに相談や情報交換、交流することができるような場の提供が必要です。

本市では、子育て支援の拠点施設として、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」を開設し、保健・福祉・教育が一体となった総合的な子育て支援を行うとともに、2か所（平成27年度から4か所）の地域子育て支援センターにおいても子育てサロンを開設しています。さらに、幼稚園や認可保育所等でも、子育てに関する専門的な知識や機能を提供しています。

また、私たちの住むそれぞれの地域には、民生・児童委員（主任児童委員）をはじめ、子育てや暮らしの知識・経験に富んだ方々、町内会・自治会やPTA、特定非営利活動団体（NPO）などの組織、子育てボランティアなどがあり、今後は、これら身近な地域の資源を活用した子育て支援を拡大することが重要です。

（1）地域子育て支援センターの充実

身近な地域において、親同士・子ども同士が交流し、相談や情報収集できるよう、地域子育て支援センターの機能を充実します。

また、事業の実施に当たっては、子育て支援に積極的なNPO等との協働を図るなど、支援内容の充実に努めます。

なお、地域子育て支援センターにおいて実施する地域子育て支援事業及び利用者支援事業の見込み量、確保の方策については、以下のとおりとします。

① 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成24年度及び25年度のニコニコこども館、東部及び南部地域子育て支援センター利用実績を参考に、利用率の増加率を平成25年度利用率に乘じ、平成27年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

このうち、西部地区、北部地区には、平成27年度からそれぞれ地域子育て支援センターを設置されるため、両地区の人口比率に応じた利用量を見込みます。

【確保の方策】

現在はニコニコこども館、東部及び南部地域子育て支援センターで実施しています。平成27年度からは、西部及び北部地域子育て支援センターも開所します。

(単位：延べ人数(人日)、か所)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	25,728	量の見込み	42,370	41,504	40,704	39,977	39,226
	3	確保方策	5	5	5	5	5
① 中心部 + 南東部	25,728	量の見込み	28,889	28,299	27,752	27,252	26,752
	3	確保方策	3	3	3	3	3
②西部	0	量の見込み	4,799	4,701	4,614	4,528	4,437
	0	確保方策	1	1	1	1	1
③北部	0	量の見込み	8,682	8,504	8,338	8,197	8,037
	0	確保方策	1	1	1	1	1

② 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

各地区の保護者にとって身近な場所で実施できるよう、既存の3か所の子育て支援施設（ニコニコ子ども館、東部地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センター）、平成27年度に開設される2施設（西部地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センター）において実施するものとします。

【確保の方策】

現在は、ニコニコ子ども館、東部及び南部地域子育て支援センターにおいて実施しています。今後は、平成27年度に開所する西部及び北部地域子育て支援センターにおいても実施するものとします。

(単位：か所)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	3	量の見込み	5	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5	5
①中心部 + 南東部	3	量の見込み	3	3	3	3	3
		確保方策	3	3	3	3	3
②西部	0	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
③北部	0	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

(2) 子育て支援団体等との連携

地域の市民活動団体やNPO、大学等の高等教育機関との連携により、それぞれの特性や専門性を生かしたきめ細やかな子育て支援に努めます。

(3) 子育てボランティア・サークルの育成・支援

地域住民への子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、郡山市子ども総合支援センター「ニコニコ子ども館」や地域子育て支援センターを中心として、子育てボランティアやサークルの育成・支援、NPO法人間の情報交換・交流の支援に努めます。

(4) 幼稚園・保育所等における地域活動への参加促進

地域における子育てを支援するため、幼稚園・保育所等が子育て家庭に対し、専門的な知識や経験、育児方法に関する情報等を提供するとともに、地域住民が参加できる世代間交流事業、地域文化の伝承事業を実施し、地域との連携を図ります。



わくわくつどいのひろば

お楽しみコンサート



基本施策 4 子育て家庭への経済的支援

子育てに関する経済的負担については、「子ども・子育てニーズ調査」において、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに 13 項目中 3 番目に割合が高い項目であり、保護者の負担感の大きさをうかがわせています。

子育て世帯の収入が伸び悩む中、養育や教育への負担軽減のため、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

【子育てに関して、悩みや気にかかること】

	就学前児童	小学生
子どもの病気や発育・発達のことに関心がある	35.2%	34.0%
子どもの食事や栄養のことに関心がある	40.7%	36.5%
子どもの勉強や進学のことに関心がある	35.8%	62.1%
子どもの友だちとの関係に関心がある	31.4%	44.6%
子どもとの時間を十分もてない	28.6%	32.6%
育児やしつけの方法がよくわからない	19.0%	16.9%
子どもとの接し方に自信が持てない	12.7%	12.2%
配偶者の協力が少ない	17.8%	22.4%
子育てにかかる経済的な負担が大きい	47.1%	49.7%
自分の時間が十分もてない	54.3%	45.2%
子育ての仲間がいない	17.2%	10.5%
仕事が十分にできない	24.6%	18.7%
放射性物質・放射線の影響が心配である	62.6%	64.5%

資料：子ども・子育てニーズ調査

(1) 子育てを支援する手当の充実

家庭生活の安定と児童の健全育成のため、制度の充実と内容の周知に努めます。

(2) こども医療費助成制度の実施

平成 24 年 10 月から 18 歳以下まで対象年齢を拡大したこども医療費助成制度について、子どもが安心して、いつでも医療機関を受診できるよう、制度の実施と内容の周知に努めます。

(3) 幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減

子育て家庭の負担軽減を図るため、平成 26 年度から、一定の条件の下、幼稚園・保育所等の就園児のうち、第 1 子を対象に保育料の無料化・軽減を実施しております。また、多子世帯等の保育料の軽減を行うなど、負担軽減を図ります。

① 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。実施にあたっては、各施設により実費徴収の範囲や額が異なるため、それぞれの負担水準の調査を行います。

施策領域 2 健康

健康な子どもを生み、育てることは、母体が健康であることから始まります。

母親は、妊娠してから出産まで心身の健康を維持する必要があります。また、出産後は母親となった喜びとともに、育児の負担が生まれ出産前とは違う心身のケアが必要となります。

子どもについても、幼少期に病気やけがなどで医療機関に通院する機会が多くなります。

これらの、妊娠から子育て初期にかけての医療・保健の支援とともに、親になるための努力を続けている夫婦に対しての支援が不可欠であることから、関係者・関係機関が連携し、各段階において、長期にわたって支援する体制の充実を推進します。

また、学童期・思春期の子どもに健康的な成長を促すため、精神面のサポートや安全でバランスの良い食事への配慮、東日本大震災の影響からの心身のケアなど、幅広い分野での各種施策を推進します。

基本施策を推進するにあたり、「すこやか親子 21」の指標を踏まえ事業を実施します。

基本施策 1 安心・安全な妊娠・出産への支援

妊娠・出産は、親にとって大きな喜びであると同時に、短期での身体の変化や出産後の子育てへの責任感などによる心の変化が生じることから、不安や負担感につながりやすくなります。

母親の妊娠・出産に対して、母体の状況を常に把握し、その過程に満足を得ることが、より良い子育てにつながることから、妊娠・出産が安全かつ快適であるとともに、母親の視点から満足できる「いいお産」の普及を図ることが重要です。そのために、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供などが必要です。

また、健全な母体の維持と安心・安全な出産を迎えるために、流産・早産や低出生体重児出産の危険因子となる喫煙・飲酒の防止や、母体や胎児の健康状態を適正に観察するための妊婦健康診査の適正な受診など、適切な情報を必要な各段階において提供することが必要です。

一方、子どもが欲しいにもかかわらず、不妊に悩む夫婦が増加しており、妊娠に向けた意識の啓発や、体外受精・顕微授精などの不妊治療にかかる費用の助成など、精神面・経済面の支援が求められています。

【不妊相談、不妊治療費助成の実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
不妊相談	7 件	8 件	72 件	103 件
特定不妊治療費助成事業	242 人	247 人	253 人	255 人

資料：保健所地域保健課

(1) 妊産婦に対する相談や指導の充実

母子ともに安心・安全で快適な出産を迎えるために、段階に応じた妊婦及びその家族への出産準備教育や、健康状態の把握、不安解消のための相談・指導体制の充実に努めます。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下のとおりとします。

① 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

各年度の0歳児推計人口×平均受診回数 12 回により、算出します。

【確保の方策】

	単位	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (0歳児推計人口)	人	2,681	2,568	2,521	2,478	2,432	2,385
量の見込み (健診回数)	回	32,509	30,816	30,252	29,736	29,184	28,620
確保方策	実施場所：全国医療機関 実施体制：妊娠届提出時に「母と子の健康のしおり」（妊婦健康診査受診票）を交付 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：妊娠 23 週まで→4 週ごとに 1 回 妊娠 24 週～35 週→2 週ごとに 1 回 妊娠 36 週～→1 週ごとに 1 回						

※ 1 人あたりの平均受診回数 12 回

(2) 不妊の悩みへの支援

不妊の悩みは精神的・身体的・社会的に大きな負担を伴うことから、相談・情報提供などによる悩みの解消に努めるとともに、不妊治療への経済的支援を図ります。

基本施策2 子どもや母親の健康の確保

乳幼児健康診査や歯科健診、新生児の訪問指導等は、乳幼児の健康の保持と異常の早期発見、適切な育児の確認を行うために非常に重要です。また、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防ぐため、予防接種の必要性の啓発が重要です。

これまで、少子化や核家族化の進行、さらには地域住民との関係の希薄化などにより、子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者がおります。こういった保護者の悩みや不安は児童虐待の要因となることがあることから、少数であっても見逃すことはできません。

【子育てに関して不安感や負担を感じる人の割合】

	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
就学前児童調査	58.9%	62.6%	12.7%
小学生調査	55.7%	66.8%	21.5%

資料：子ども・子育てニーズ調査

【身近な相談相手の割合（平成 25 年度調査）】

	配偶者、 パートナー	その他の親 族（親、兄弟 姉妹など	近所の人、 地域の知人、 友人	相談相手 がない	相談すべき ことはない
就学前児童調査	86.8%	81.3%	49.3%	1.0%	0.5%
小学生調査	75.4%	71.5%	53.4%	2.5%	0.4%

資料：子ども・子育てニーズ調査

子どもや保護者の健康を確保し、育児の不安解消や虐待防止のため、専門職員による健康診査・訪問指導・相談事業・講習会などを充実することにより、子どもの健やかな成長を支援することが必要です。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び原子力災害により生じた、子どもと保護者の生活環境の変化や放射線に対する不安を解消するため、子育て環境の改善や、心身のケア等長期的に支援を続けていくことが必要です。



甲状腺セミナー

(1) 子どもの健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、訪問指導や予防接種等の実施体制の充実、利用者の拡充に向けた事業の広報啓発に努めます。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下のとおりとします。

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成25年度の訪問率（90％）に、推計児童数（0歳）を乗じて算出します。

【確保の方策】

（単位：人）

	単位	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （0歳児推計人口）	人	2,681	2,568	2,521	2,478	2,432	2,385
量の見込み （訪問件数）	件	2,220	2,311	2,269	2,230	2,189	2,147
確保方策	実施体制：登録した助産師・看護師・保健師を派遣、又は担当職員による訪問 実施機関：こども部こども支援課母子保健係						

※各年度の0歳児推計人口に平成25年度実施率90%を乗じる。

(2) 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア

平成23年の東日本大震災とそれに起因する東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散は、本市の子どもたちの生活環境に大きな変化を及ぼし、その影響が懸念されています。

長期間に渡る低線量被ばくの影響の中、子どもやその保護者が受けるストレス、さらには、運動や体を動かして遊ぶ時間が減少したことによる影響と考えられる体力・運動能力の低下等の問題に対応するため、個人積算線量の測定、子どもの生活環境に関するアンケート、体力・運動能力調査等を実施し、専門家による相談会の開催、遊び場や運動施設の整備等を関係機関と協力しながら進めます。

また、追加被ばく線量は達成可能な限り低く抑えるべきとの考えから、施設や住宅等の除染を実施し、学校、幼稚園、保育所等で提供する給食の放射性物質を測定します。

(3) 子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実

保護者の育児不安の解消や児童虐待の発生予防、虐待の早期発見の観点から、妊娠期から出産期、子育てまで、継続した支援体制に努めます。

なお、この施策に該当する養育支援訪問事業の見込み量、確保の方策については、以下のとおりとします。

① 養育支援訪問事業

○ 産後ヘルパー派遣事業

産後間もない、育児不安や孤立を感じやすい時期の養育支援として、育児ヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を行います。養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

○ 育児家庭訪問事業

未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成 25 年度の産後ヘルパー派遣事業、育児家庭訪問事業の実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

○ 産後ヘルパー派遣事業

	単位	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (派遣件数)	人回	127	121	119	117	107	105
確保方策	実施体制：利用者の申込により、ヘルパーを派遣 実施機関：こども部こども支援課こども家庭相談センター 委託団体等：社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会						

○ 育児家庭訪問事業

	単位	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (派遣件数)	人回	76	73	73	73	72	71
確保方策	実施体制：登録した助産師・看護師・保健師を派遣、又は担当職員による訪問 実施機関：こども部こども支援課こども家庭相談センター						

(4) 家庭内における事故防止

子どもの誤飲、転落・転倒、やけど等の事故防止の啓発に取り組みます。

基本施策3 思春期保健対策の充実

子どもたちを取り巻く家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達の早まりにより、子どもたちの性に関する意識や価値観が多様化しています。このような中、10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大を防ぐため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。

また、思春期は、家族や友人との関係、社会環境などに多感な時期であることから、喫煙や飲酒、薬物等に関する教育、不登校や引きこもりなどの心の問題に対する相談支援が必要です。

(1) 心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及

児童・生徒の心身の健全な発達のため、学校や地域と連携し、生命の尊さや性、性感染症、喫煙や飲酒、薬物等についての正しい知識の普及・啓発に努めます。

(2) 心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

不登校や引きこもりなどの問題を抱える児童・生徒への社会適応を促すため、教育相談、個別学習指導や専門的支援体制を整備し、その情報提供を行います。



ふれあい学級

基本施策4 食育の推進

子どもの健康的な成長のためには、毎日、規則正しいバランスのとれた食事が必要です。平成23年度に実施した「市民健康意識調査」によると、本市における幼児、小学生の朝食欠食の割合は、平成18年度に比べて大幅に改善しています。

そのような中、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通して豊かな人間性の形成・家族関係づくりなどを育むため、食育を推進する必要があります。

また、本市は米をはじめ、野菜、果樹、畜産などさまざまな農畜産物が生産される全国有数の農業都市であることから、食と本市の農業に対する関心や理解を深めるための取組も重要です。

【朝食欠食率】

	平成13年度	平成18年度	平成23年度
幼児	11.5%	9.6%	1.2%
小学生	13.0%	9.1%	0.8%

資料：市民健康意識調査

(1) 食に関する学習機会や情報提供への取組

「食」は、心身の健康と豊かな人間性を育む基本であることから、乳幼児期から望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身につけられるよう、幼稚園や保育所、学校、関係団体等と連携しながら、食に関する学習機会や情報提供などに取り組みます。

(2) 学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進

本市農業と地元農産物への理解を深めるため、関係機関・団体等と協力し、農産物の安全性を確認したうえで、給食等への利用促進を図ります。



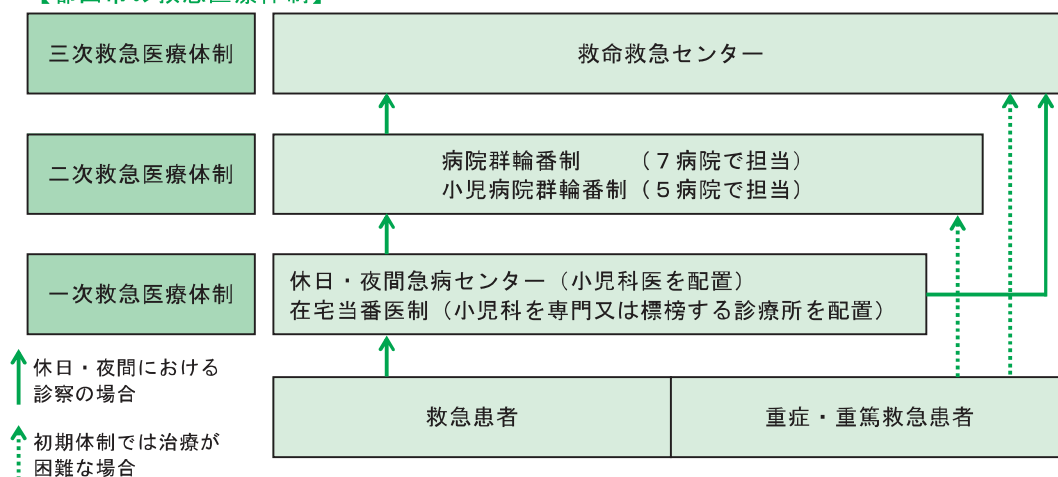
給食の様子（喜久田保育所）

基本施策5 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまちづくりにとって必要であることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが重要です。

本市の救急医療体制は、初期救急・二次救急（入院を要する救急）・三次救急（救命救急）で構成され、小児救急体制も医師会や市内の病院の協力のもとで充実しています。

【郡山市の救急医療体制】



一方で、身近に医療を受けることのできる小児科のかかりつけ医は、病気やけがの際に子育て中の家庭にとって心強いパートナーになります。

【かかりつけの小児科医を持つ親の割合】

	平成13年度	平成18年度	平成23年度
幼児	85.0%	95.9%	95.7%

資料：市民健康意識調査

また、小児慢性特定疾病等については、治療が長期にわたり、医療費の負担が高額になることから、安心して治療が続けられるよう経済的支援が必要です。

（1）小児救急医療体制の確保

現在実施している、休日や夜間における初期救急体制及び入院治療を要する救急体制の確保に努めます。

（2）医療・療育への支援

未熟児や結核に罹患し入院している児童、身体に障がいのある児童等へ、医療費等の支援に努めます。

施策領域3 子どもに関する専門的な支援の充実（要保護児童支援）

子どもが健やかに成長するために、家族や親類、地域社会とふれあいながら毎日の生活を送ることが、重要な要素となります。

その一方で、専門家及び専門機関による支援が必要な子どももいます。家族や親類等から虐待を受けている子ども、両親の離婚等によりひとり親家庭で生活している子ども、自身に障がいのある子どもが該当します。また、子どもに対しての支援だけでなく、自立した生活が困難な世帯、養育能力が低下している保護者など、家族への支援が必要なケースもあります。

これらの、専門的な支援を必要とする子どもたちに対して、関係機関はこれまで以上に能力を高め、必要な人材を確保・育成し、各機関が連携し、それぞれの状況を把握し、必要な支援を的確に行うための各種施策を推進します。

基本施策1 虐待防止対策の推進

児童虐待は、被害に遭った子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。

本市では、郡山市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生予防から保護・支援までの一貫した活動を行っており、個々のケースに応じた問題解決に取り組んでいます。

また、育児に対する悩みや不安、孤立が、児童虐待を引き起こす原因となりうることから、家庭訪問や健康診査、相談会の機会を活用して、児童の健康状態の確認や保護者の悩みや不安の解消に努めています。

今後も、本市の児童の健やかな成長のため、地域全体で児童虐待の予防、早期発見、適切な解決に積極的に取り組む必要があります。

（1）虐待の発生予防と早期発見

健康診査や相談事業を通して、特別な支援を必要とする家庭を把握し、虐待の発生予防に努めます。

（2）関係機関との連携

子育て支援の拠点施設である郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」をはじめ、保育所、幼稚園、学校、医療機関などの関係機関や民生・児童委員（主任児童委員）などを通して、児童虐待のおそれのある家庭の情報収集に努めるとともに、迅速かつ適切な支援を行うため、郡山市要保護児童対策地域協議会等を活用し児童相談所、警察等との連携強化に努めます。

基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の促進

(1) 子育て支援・生活の場の支援

ひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭が安定・自立した生活を営み、ひとり親家庭の児童・生徒が健全に成長するためには、子育て・日常生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援など、家庭の状況に合わせた総合的な支援を実施していく必要があります。

① 自立に向けた相談機能等の充実

ひとり親家庭に対する相談体制の充実や支援サービスについての情報提供を行います。また、より適切な相談支援ができるよう、相談員の技術や資質向上に努めます。

② 子育て等の生活の場の支援

ひとり親家庭の保護者が安心して就労できるよう、認可保育所や放課後児童クラブの利用について配慮や、住居の確保などの取組に努めます。

③ 養育費確保に向けた支援

養育費の支払いは、別れて暮らす子どもへの、親としての当然の義務であることを普及・啓発します。

(2) 就労支援

本市では、ひとり親家庭の就労支援のため、就業相談や就業支援を行っています。ひとり親家庭の就業問題は、長きにわたる問題となっていますが、相談者数は平成22年度から平成25年度の4年間で半数以下に減少し、就業者数は毎年ほぼ一定の水準で推移しています。しかし、平成25年度でも相談者数に占める就業者の割合は1/4程度となっています。

【母子家庭等就業自立支援センター相談・就業実績】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談者数	148名	88名	53名	46名
就業者数	11名	23名	10名	12名
割合	7.4%	26.1%	18.9%	26.1%

資料：こども支援課

今後は、就業支援を引き続き継続していくとともに、就職に必要な資格取得の支援や事業者に対して、ひとり親家庭への理解の促進などの取組が必要です。

① 職業能力の習得促進と情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭の就労について、就職が実現するまで一貫した自立支援を図るため、関係機関と連携し、相談・助言・求人情報の提供や技能講習会の充実に努めるとともに、事業主等に対する雇用促進についての理解と協力を求めています。

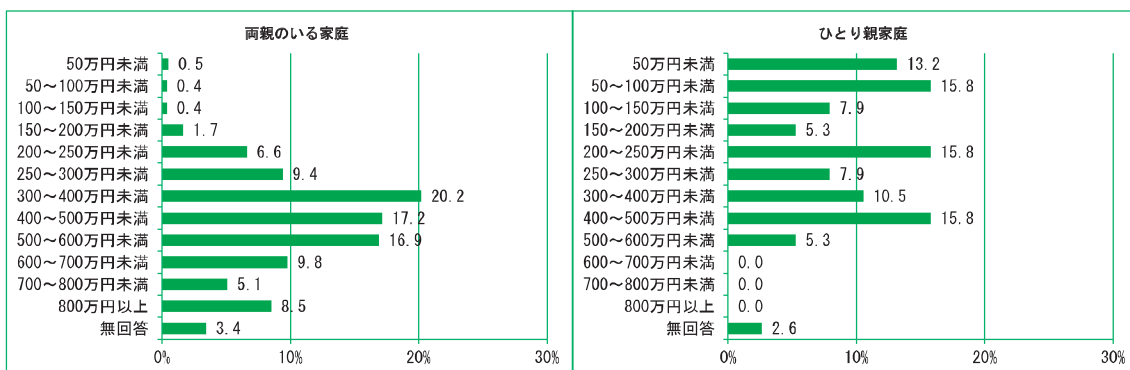
② 職業能力の習得を促進するための自立支援給付金の支給

ひとり親家庭の就労について、求職活動の促進及び就業に必要な知識、技能習得を容易にするため、自立支援給付金を支給します。

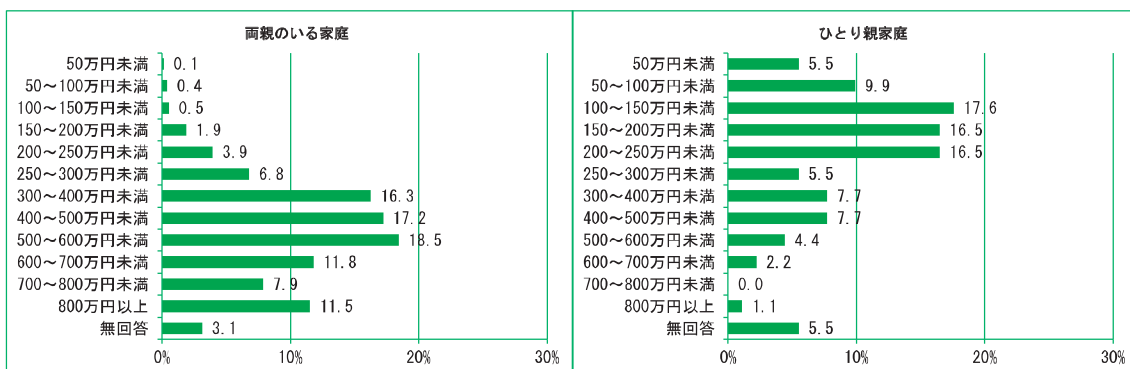
(3) 経済的支援

平成 25 年度に実施した「子ども・子育てニーズ調査」によると、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、収入が低く、経済的な自立が困難な家庭が多いとみられます。

【1年間の収入について（平成 24 年：就学前児童のいる家庭）】



【1年間の収入について（平成 24 年：小学生のいる家庭）】



資料：子ども・子育てニーズ調査

今後も、経済的に苦しい状況にあるひとり親家庭に対して、安定的な生活が送れるよう、経済的な支援が必要です。

① 各種手当の支給

ひとり親家庭の自立支援のため、公的な各種手当の情報提供を行い、必要とする家庭に対して手当を支給します。

② 医療費の助成

ひとり親家庭の医療費助成を行い、経済的な支援を図ります。

③ 経済的自立を図るための資金の貸付

母子家庭の母親等が、就労や児童の就学などに際して必要な資金を確保できるよう、資金の貸付を行います。

基本施策3 障がい児施策の充実

本市では、「郡山市障がい者福祉プラン」を策定し、「障がいのある人もない人も、お互いに人権、人格、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現」を基本理念として障がい者施策を総合的・計画的に進めております。障がい児支援体制については、障がいのある子やその家族に対して、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、健やかな成長と生活能力の向上を図るため、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で受けられるサービスの充実が必要です。

また、障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応につなげるため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等において健康観察をつぶさに行うことが必要です。

(1) 障がい児の地域における相談支援体制

障がい児とその家族が、地域で安心して生活ができるように、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期からの一貫した支援体制の整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。

(2) 保育サービス等の実施

保育所や放課後児童クラブにおいて、障がい児の受け入れを行います。

このために必要な施設の整備を行うとともに、障がい児と関わりを持つ職員に対し、障がい特性の理解、障がい児に対する支援方法についての研修等を実施します。

(3) 障がいの早期発見・早期療育

乳幼児の健康診査や訪問事業において、医師や専門スタッフが子どもの健康・発達状態を確認し、障がいの早期発見に努めます。

また、認可保育所等に臨床心理士を派遣するなど、相談や情報提供を充実させ、必要に応じ適切な療育機関との連携を図ります。

(4) 経済的支援

障がい児のいる家庭が、療育や教育を受け、地域で安心して生活できるよう、手当を支給するなど経済的負担の軽減を図ります。

施策領域 4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備（仕事と生活の調和）

子育ての第一義的責任を有する者は、父母その他の保護者であることは、子育て支援の最も基本的な認識です。

そのために、保護者が子どもとふれあい、教え、育てることにより、家族の絆を強められるよう、具体的な取組が必要です。また、子どもを産み育てることを希望している女性が、その希望をかなえられるような働き方、時間の過ごし方が望まれています。さらには、子育てをする保護者が育児休業を取得し、育児休業後に職場に復帰できるような環境整備も必要です。

しかし、現実には、仕事に時間が偏り、家族との時間が取れない保護者や、将来、家庭を持つことに希望を持ってない若者、出産・育児と就労のどちらかの選択を迫られる母親など、就労と家庭の両立が困難な状況にあります。

これまでも、仕事と家庭の両立を目指す活動は行われてきましたが、今後もその取組を強化するため、本人の意識とともに、企業の体制、行政の指導など、多面的な各種施策を推進します。

基本施策 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、子育て中の家庭にとって重要であり、子どもを希望する夫婦や結婚を希望する若者にとっても、安心して結婚し、出産・子育てをするためには不可欠な要素です。

今後、この実現に向けて、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するため、積極的に啓発を推進していく必要があります。

また、育児休業を利用できない職場であったり、子育てしながら就業を継続できないなどといった理由により、妊娠・出産を機に離職する女性が多くみられます。このような就労と結婚・出産・子育ての二者択一を解決するためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」が必要であるとされています。

社会的基盤整備としては、必要な期間、安心して育児に専念し復職できるよう支援できる体制づくりや、子どもの急な病気の際などにおいても仕事に専念できる体制の充実が必要です。

（1）労働者・事業主・地域住民への啓発・促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発に努めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や次世代育成支援対策に取り組む地元企業や民間団体の先駆的な事例の情報の収集と周知を図ります。

(2) 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

認可保育所や認可外保育施設、放課後児童クラブの利用が円滑にできるよう、必要な施設整備を推進します。また、幼稚園や保育所等における一時預かり、及びファミリー・サポート・センター事業等の充実に努めます。



放課後児童クラブの様子（安積第二小学校）



基本施策2 雇用環境の整備

子育て中の若い世代や、今後結婚や出産、子育てをする若者が安心して安定した生活を送るためには、経済的な自立が必要であり、安定した雇用環境が必要です。

しかし、近年では非正規雇用の就労が増えているほか、東日本大震災の影響により、希望する就業が実現しづらい状況となっています。

また、勤労観・職業観の変化や、就業機会に恵まれないなどの理由から、フリーターやニートとなる若者の存在が顕在化しています。

このような状況から、就労意欲のある人や就職を希望する高校生に対して就労機会の確保や支援を行うとともに、フリーターやニートなどが自立した社会生活を送れるよう、職業意識の涵養や能力習得のための支援を行うことが必要です。

(1) 雇用の促進

国、県及び関係機関等との連携による雇用の場の確保を図るとともに、子育て女性の就職支援に係る協議の場を設け、効果的・効率的な雇用施策を開発し、より一層の雇用環境の充実に努めます。

(2) 職業意識・能力習得の推進

職業意識の向上や就職に必要な基礎的知識などを習得する事業を実施し、早期就職と職場定着の促進を図ります。



新規高卒者等就職挑戦セミナー

高校生地元企業見学学習事



基本施策3 男女共同参画社会の推進

本市では、「郡山市男女共同参画推進条例」に基づき「第二次こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。男女がお互いを認め合い、尊重し、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において協力し、地域活動や家庭生活における男女共同参画意識の醸成を図っていますが、男女の不平等感は依然として解消されない状況にあります。

また、男性の育児を積極的に支援できる職場環境づくりの推進が求められていますが、父親の育児休業取得も進まない状況となっています。

このようなことから、多様な保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援のほか、安心して育児等ができる就労環境の整備・充実が求められており、男女がともに働き続けるための職場環境づくりについて、事業主に理解を求める取組が重要です。

さらに、「男だから」「女だから」との理由により社会参加の選択が制限されないよう、性別に関係なくお互いをパートナーとして認め合う心を育てることが強く求められています。

(1) 男女共同参画の意識づくりと推進

男女共同参画のさらなる意識づくりのために、情報紙の発行や啓発事業、講座開催のほか、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動に努めます。

学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、男女共同の意識づくりや男女相互の協力の大切さについて、理解の促進に努めます。男女を問わない子育てへの参加意識の促進と、育児に関する知識を深める取組に努めます。

(2) 人権尊重意識に立った暴力の根絶

暴力は重大な人権侵害であり、特に大きな社会問題となっています。女性、高齢者、子ども等全ての人に対するあらゆる暴力の根絶に向け、法制度の周知を含めた啓発活動を充実します。

また、人権意識が醸成されるよう、人権に関する学習機会の提供に努めます。



必読！こおりやま素敵パパの応援手帳
～家族へ贈る「ビッグ・愛」～



女性の活躍応援ガイドブック

施策領域5 子育て支援関連施策（教育・生活環境分野）

子どもが健全に成長するために必要な要素として教育があります。教育は幼稚園や学校における教育はもとより、家庭や地域社会においても行うものであり、子どもの心身の成長に大きな影響があります。幼少期より、子どもの成長に合わせ、幼稚園・保育所等、小学校、中学校の各段階において、定められた教育及び将来を自ら拓ける「生きる力」の育成など、多様な教育施策を推進します。

また、子どもが生活する環境の改善・向上も期待されるところです。安心して外出でき、活動できる都市基盤の整備をはじめ、事故や犯罪の防止も必要です。さらには、豪雨や豪雪、土砂災害、地震災害など、自然災害から子どもの身を守ることも必要です。大人が守るだけでなく、子どもが自ら身を守るための教育の推進など、ハード・ソフト両面の環境整備に向けた各種施策を推進します。

基本施策1 学校教育の充実

少子化や遊びの変化による子ども同士の交流の希薄化、家庭や地域社会の教育力低下などが指摘される中、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足から、不登校やいじめ、非行の低年齢化などが以前から問題となっております。

このような中、学校は時代を担う子どもたちの知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等を育成し、同時に規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身につけ、豊かな人間性を育む場として、家庭とともに大きな役割を果たしています。

こうしたことから、児童・生徒の能力や個性に応じ、どの子どもも思う存分学べる教育環境を整備するため、教育課程の編成や学校指導の改善、専門教員の配置、少人数学級編成の拡大など、地域や学校の実情に即した、特色ある学校づくりが求められています。

また、広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等の発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒については、自立し社会参加できる資質を養うため、一人ひとりの障がいの程度に応じた適切な支援を行うことが必要です。

（1）特色ある学校づくりと教育活動の推進

「郡山市教育振興基本計画（2015～2019）」に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てるとともに、児童生徒の安全・安心の確保や社会情勢の変化に対応できる教育環境づくりを進めます。

併せて、全ての子どもにとって安全で安心な学校施設の適切な整備の推進と耐震化の促進など、安全性の向上、衛生の確保に努めます。

また、地域教材の開発・制作により、地元への愛着と知識を深めます。

(2) 教育施設と設備の充実

教育のICT化を推進し、各学校のコンピュータ機器や校内LANの整備・更新、視聴覚機材の整備活用に努めます。

(3) 幼・保・小連携の推進

幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を目的に策定した「スタート・アプローチカリキュラム」を推進し、職員の連携及び情報の共有化等に努めるとともに、運動能力テストをはじめとする各種事業についても連携を図り、子どもたちの健やかな成長を支援します。

(4) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒の円滑な就学支援と相談の充実を図るとともに、障がいのある児童・生徒が身近な地域で、その特性に合った適切な特別支援教育を受けられるよう努めます。



平成 26 年度 郡山市版
スタートカリキュラム

幼・保・小連携推進事業
相互参



基本施策2 青少年の健全育成と家庭教育の充実

核家族化や少子高齢化の進展、地域との結びつきの希薄化、様々なメディアからの過剰な情報、さらには東日本大震災以降の社会不安や情報の混乱など、子育てしやすい社会環境とはいえない状況にあります。また、社会全体の規範意識や家庭における教育力の低下による、子どもたちの社会性の欠如や非行などが問題とされていることから、家庭・幼稚園・保育所等・学校・地域がそれぞれの役割や責任を自覚するとともに、連携・協力して家庭教育を支援することが求められています。

さらに、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、問題を解決する能力や、他人への思いやり・感受性など豊かな心とたくましく生きるための健康で丈夫な身体を育ていけるよう、家庭はもちろんのこと、学校や地域など社会全体が一体となって青少年の健全育成に努める必要があります。

(1) 家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供

子どもの発達段階に応じ、家庭教育に関する講座や学習会を開催するなど家庭教育の充実を図るとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭や学校、地域、行政などの関係機関が連携し、保護者同士が気軽に交流する場の提供や身近に相談できる体制を構築するなど、家庭や地域における教育力の向上に努めます。

(2) 青少年活動支援と環境づくり

社会的なマナーを身につけ、悪質な情報に振り回されず、自ら考え、行動する力や豊かな人間性と社会性を持つ健全でたくましい青少年の育成をめざし、青少年活動の支援や非行防止に向けた環境づくりなど、将来を担う青少年の健全育成に家庭や学校、地域、行政など、社会全体で取り組みます。

(3) 地域活動・体験活動の充実

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の提供、世代間交流などの充実を図ります。また、実施に当たっては、地域住民や学校、ボランティアなどと連携・協力し、社会全体で取り組むよう努めます。

ニコニコ子ども館まつり 2012



基本施策3 居住環境の整備

子育て世代にとって、家族構成や生活に見合った住宅の確保が必要となります。なお、平成 25 年度に実施した「子ども・子育てニーズ調査」における持ち家率は就学前児童のいる家庭で 49.5%、小学生のいる家庭で 65.4%となっており、前回の調査より割合が上昇しており、その他の住宅の割合は低下しています。また、民間の賃貸住宅に居住している世帯は、就学前児童のいる家庭で 32.9%、小学生のいる世帯で 18.2%みられます。

【お住まいの住宅について】

	就学前児童		小学生	
	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
持家	40.0%	49.5%	57.0%	65.4%
民間の賃貸住宅	35.0%	32.9%	21.1%	18.2%
公共の賃貸住宅	5.7%	3.8%	5.7%	5.2%
社宅・官舎	4.6%	3.5%	2.5%	2.4%
親の家	10.3%	9.1%	10.3%	8.1%
兄弟姉妹の家	0.1%	0.2%	0.4%	0.1%
その他、無回答	4.3%	0.8%	3.0%	0.6%

資料：子ども・子育てニーズ調査

このうち、賃貸住宅については、子育てしやすい安全・安心で快適な住居、特に多子世帯が入居できるような広い物件は家賃も高く、確保しにくい状況であることから、支援が必要とされています。

さらに、快適な居住環境と子どもの健康を守るため、シックハウス症候群等のアレルギーへの対策が必要です。

(1) 子育て世帯の居住環境の向上

市営住宅の多子世帯向け優先物件や、平成 24 年度から開始された若年子育て世帯向け優先物件の募集の実施など、子育て世帯の居住環境の向上に努めます。

(2) 居住環境の衛生確保

快適な居住環境と安全性を確保する観点から、居住環境の改善に関する相談や調査指導、啓発などを行います。

基本施策4 都市環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの家族など、全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、出入り口の段差の解消や男女いずれの利用にも配慮されたベビーシートやベビーカー、多目的トイレや授乳室等の設置、併せて、妊産婦等への理解を深める取組など、ハード・ソフトの両面から一体的なユニバーサルデザインに配慮した考え方の推進が求められています。

また、子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保するため、広場や公園の安全点検や緑化など、地域ぐるみの取組を推進する必要があります。

(1) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備

施設や都市基盤の整備に当たっては、地域社会全体でユニバーサルデザインに配慮し、子育て中の家庭がまちなかや周辺市街地などに安心して外出できる環境整備をはじめ、安全・安心・快適なまちづくりに努めます。

また、建物、道路、公園、交通手段などのハード面の整備とともに、子育て家族向けの設備のある施設等の情報提供や、子育て中の家庭が必要な支援やサービスを受けることができるようソフト面の整備にも努めます。

(2) 心のユニバーサルデザイン

安心して子育てを行う環境の実現には、家族や妊産婦を温かく見守りながら、必要な支援の手を差し伸べることができる人づくりが重要であることから、市民一人ひとりが思いやりの気持ちで支える「心のユニバーサルデザイン」の推進のため、様々なイベントでの啓発や小中学校において出前講座等を実施します。



出前講座『みんなで取り組もう！ユニバーサルデザイン～誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン社会の実現を目指して～』

子ども向け学習教材「思いやりのとびら」

基本施策5 子どもの安全・安心の確保

本市における幼児・児童生徒の交通事故の被害状況は年々減少しています。特に、平成20年以降の減少は著しく、平成24年の子どもの死傷者は平成19年からの5年間で半数以下となっています。

【子どもの交通事故の被害状況】

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
子どもの死傷者数 (うち死者数)	240人 (0人)	239人 (0人)	161人 (0人)	161人 (0人)	132人 (0人)	148人 (0人)	107人 (0人)
全死傷者数	3,907人	3,499人	3,020人	2,808人	2,633人	2,379人	2,418人
全死傷者数に占める 子どもの割合	6.1%	6.8%	5.3%	5.7%	5.0%	6.2%	4.4%

資料：交通白書

子どもを交通事故から守るため、子ども及び子育て中の保護者等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行い意識の高揚とマナー向上に努めるとともに、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上や指導者の育成が重要です。また、警察、学校、保育所、幼稚園、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

また、市内の犯罪件数は減少傾向にあるものの、不審者の目撃情報や子どもへの声かけ事案が多く発生しています。子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを推進するため、本市では平成20年4月に「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を定め、市、市民、事業者、土地所有者等が一体となって犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進しておりますが、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、日頃から死角や危険箇所について家庭や地域、学校等が地域ぐるみで点検し、情報の共有に努めるとともに、整備に当たっては犯罪等の防止への配慮が必要です。

なお、携帯電話やスマートフォン、インターネット等の普及に伴い、性や暴力などの有害情報や、インターネット上におけるいじめなどが子どもに与える悪影響について懸念されており、それらから子どもを守る取組が必要となっています。

さらに、東日本大震災や近年増加している豪雨災害を教訓に、子どもが自分の身を自分で守るための対策が必要となっています。

(1) 交通安全教育・環境の充実

児童・生徒やその保護者に対して、正しい交通ルールやマナー、交通事故を未然に防ぐための知識、チャイルドシートや自転車乗車用ヘルメット等の普及を図るため、幼稚園、保育所等、学校等に交通教育専門員を派遣するなど、交通安全教育の充実を図ります。

また、市民に対して、子どもが危険な場所に立ち入ったり、事故に遭いそうになった場合に、事態の回避に向けた行動をとれるよう、意識の向上に努めます。

(2) 子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取組

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体で事件・事故の発生予防と対応、危険箇所情報の共有、有害情報対策、見回りなどの取組を推進します。

(3) 防災教育、施設の防災対策の推進

東日本大震災や近年増加している豪雨災害から子どもの安全を守るため、子どもが災害に対して自主的に安全な行動をとれるよう防災教育の推進に努めます。

また、子どもが通う幼稚園、保育所、学校等の施設の耐震化等安全性の向上に向けた対策に努めます。



通学路の安全確保に向けた合同点検

